

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(4)サービスの価格	<p>公定価格 （※国が診療行為毎等に費用額を定めている。）</p>	<p>公定価格 （※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。）</p>	<p>公定価格 （※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。）</p>	<p>公定価格 （※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。）</p>
(5)給付方法（補助方式）	<p>保険者が（現物給付の委託先である）保険医療機関に対し、給付に要する費用を支払い</p> <p>（※なお、医療保険の中には、療養費払い（償還払い）も併存。）</p>	<p>保険者（市町村）は利用者に対し、サービス費用の9割を給付（利用者補助）。</p> <p>（※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して保険者（市町村）に請求・受領。（代理受領））</p>	<p>市町村は利用者に対し、サービス費用の9割を給付（利用者補助）。</p> <p>（※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して市町村に請求・受領。（代理受領））</p>	<p>・市町村が保育所へ、委託費（運営費）を支払い。</p>
(6)利用者負担	<p>保険医療機関が、患者から、一部負担（被用者本人については費用の3割等）を徴収（※所得に応じた負担の上限有り）</p>	<p>指定事業者が、利用者から、サービス費用の1割を徴収（※所得に応じた負担の上限有り）</p>	<p>指定事業者が、利用者からサービス費用の1割を徴収（※所得に応じた負担の上限有り）</p>	<p>市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収</p>

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(7)事業者参入	<p>・保険医療機関の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）</p> <p>・当該医療機関に、指定取消など不正が認められる</p> <p>・開設者又は管理者の刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、病床数(入院ベッド数)については、都道府県が医療計画において定める基準量を超えるものとして勧告を受けた場合は、保険医療機関の指定の拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為等が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスと一部通所サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・保育所の認可拒否には都道府県の裁量性が認められている(既存事業者の分布状況の勘案等)</p>

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(8)情報開示・第三者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に都道府県に対する一定の事項(医療従事者の数、治療結果情報等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表 ・第三者評価の受審は任意（上記の情報開示に係る報告事項の対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業者（都道府県）に対する一定の事項(従業者の数、経験年数等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表 ・一部サービス（グループホーム等）については第三者評価の受審を義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示に関する制度は特になし ・第三者評価の受審は努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示に関する制度は特になし ・第三者評価の受審は努力義務